

2020年度 運輸安全マネジメントの取り組みについて

東京空港交通株式会社は、輸送の安全を確保することが最も重要であることを自覚し、以下のとおり全社員が一丸となって、絶えず輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、輸送の安全について次のとおり基本的な方針を定め、全社員に十分周知させます。

東京空港交通グループの「安全方針」

安全はすべてに優先する

- ・輸送の安全の確保がすべてにおいて最優先します。
- ・自然災害への備えと事業継続に努めます。
- ・社員全員が関係法令及び社内規程を遵守します。
- ・絶えず安全及び防災マネジメント体制の継続的改善(PDCA)を図ります。

(1) 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 会社は、自然災害の発生に備えるとともに、発災時はお客様・社員の安全を最優先し、輸送の安全を確保した上でいかに迅速かつ的確に事業を再開・復旧するかに努めます。

(3) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全及び防災対策を常に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する重点施策

当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、下記の事項を実施いたします。

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

- (5) 輸送の安全に関する教育、研修、訓練に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) 会社は、関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。
- (7) 基本動作の徹底を図り、事故防止に努めます。
- (8) コミュニケーションの確保を推進し、安全の強化を図ります。
- (9) ICTを活用した安全運行を推進します。
- (10) 日頃から自然災害への備えを怠らず、発災時は迅速な対応に努めます。

3. 輸送の安全に関する目標（前年度の目標の達成状況及び今年度の目標）

(1) 2019年度の目標の達成状況

2019年度は人身事故ゼロ（加害）、加害事故件数を対前年比10%以上削減することを目標に設定し、全社を挙げて安全の確保に努めました。その結果、2018年度に比べて加害事故件数は減少したものの、人身事故を惹起し、加害事故件数は対前年比92.3%に留まり、目標の達成には至りませんでした。

(2) 2020年度の目標

- ① 更なる教育指導の徹底により安全確保に努めることとし、人身事故ゼロ（加害）、加害事故件数を対前年比10%以上削減することとします。不断の予防策の実践により、全社一丸となった安全確保の風土・環境づくりに努めます。
- ② 自然災害により運行を中断した際、空港機能を維持することができるよう、成田空港・羽田空港をはじめとする各関係先との連絡体制を確立し、迅速かつ的確に事業を再開・復旧するための事業継続計画を構築します。

4. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成すべく、次の通り輸送の安全に関する計画を策定しました。

(1) 乗務員の健康管理

乗務員の健康管理については、年2回の健康診断、頸動脈超音波検査、睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査、脳MRI検査、ストレスチェックを実施します。

(2) 乗務員研修・教育計画

- ① 乗務員の安全意識の向上を図ることを目的に、安全運転の心構えや基本操作・事故防止策・健康管理等、「運転者に対して行う指導及び監督の指針」に沿って策定した年間教育計画に基づき、年3回以上の社内研修を実施し、併せて添乗、巡回、定点観察の実施で指導効果を確認します。



【乗務員安全研修風景】



【乗務員整備研修風景】

- ② 過去に惹起した死亡事故及び人身事故を教訓に、事故の記録を残して継承することで風化させず、二度と同じ過ちを犯さないことを誓う場として、2019年4月8日に「安全啓発センター」を開設しました。乗務員だけでなく、全役員・社員が見学することで、全社を挙げて安全意識を高めるとともに、安全啓発センターで研修を実施することで、より一層の安全運行を目指します。



【安全啓発センター】

- ③ 事故を未然に防ぐため、慣れから生じる運転時の癖や高齢による身体的な衰えを乗務員に自覚させるための社内研修について、研修・訓練センター等を活用して計画的に実施します。
- ④ 新任乗務員、事故惹起者、異動者等について、一定期間の社内研修を実施します。
- ⑤ 乗務員は計画的に適性診断を受診します。
また、その結果に基づき管理者が個別指導・助言を行います。
- ⑥ 乗務員の安全運転に関する知識と技術を向上させる為、計画的に外部機関（安全運転中央研修所）による安全運転研修を実施します。
- ⑦ 必要に応じて外部専門機関を活用し、事故惹起者の運転技能等の確認及び矯正を行います。
- (3) 管理者教育
- ① 運行管理者、整備管理者並びに各補助者に運輸規則等に定められた研修を計画的に実施します。
- ② 管理職、指導職の資質向上及び意識の共有を図る為、社内研修を計画的に実施します。
- ③ 管理職、指導職の安全意識を向上させる為、安全マネジメントに関する社外の講習会等へ積極的に参加します。併せて、外部機関による研修を行います。
- (4) 事故防止運動
- ① 毎月1日を「重大事故撲滅の日」と定め、安全統括管理者及び安全管理委員が各営業所の点呼に立ち会い、乗務員、運行管理者と共に安全標語の唱和を行います。また、意見交換等を実施して、事故の重大さの再認識と安全意識の向上を図ることで事故防止に努めています。
- ② 交通刑務所服役者の手記「贖いの日々」を活用し、社員に対し安全運転の自覚を促します。
- ③ 年4回の安全運動を実施します。
- ・ 春の全国交通安全運動 : 4月
 - ・ 夏季の輸送安全総点検 : 7月
 - ・ 秋の全国交通安全運動 : 9月
 - ・ 年末年始輸送安全総点検 : 12月～1月



【交通安全運動期間中の経営トップ及び安全統括管理者の職場巡視風景】

- ④ 交差点での事故防止を最優先課題に掲げ、街頭指導の一環として交差点の危険箇所の定点観察を実施し、交差点での人身事故防止を図ります。



【危険箇所における定点観察風景】

- ⑤ グループ単位での連続無事故奨励制度を導入し、更なる事故防止並びに安全運転の意識高揚を図ります。
- ⑥ 毎年10月31日に安全啓発センターにて「重大事故再発防止祈願」を行い、過去に引き起した重大事故により亡くなられた方のご冥福をお祈りすることで、改めて事故防止の決意を新たにしています。



【重大事故再発防止祈願式典風景】

- ⑦ 年1回、「安全講演会」を開催し、社員の安全意識の醸成に努めています。



【安全講演会開催風景】

- ⑧ 本社及び各営業所に事故件数を集計した掲示板を設置し、全員が事故の発生状況を共有することで、安全確保への自覚を促します。

(5) 自然災害への備え

- ① 発災後、迅速かつ確実に事業を再開・復旧するための事業継続計画を作成します。
- ② 自然災害の発生を想定した対応訓練を実施し、発災時に備えて対応手順を確認します。
- ③ 過去に発生し、被害を受けた自然災害を教訓に、自然災害への対応の深度化を図ります。

(6) サービス向上運動

- ① 接客マナーの向上は安全に繋がるとの考えから、全社員の接客マナー向上を目的として、「フレンドリーサービス運動」をユニバーサルサービスへ対応していく「フレンドリー・フォー・オール〈全てのお客様へ親切に、優しく、礼儀正しく〉運動」へと進化させています。関連会社も含めて挨拶運動、サンキューカード運動、社員間及び外部業者によるモニタリング等を実施し、サービス向上に努めます。特に、毎年4月、10月を「フレンドリーサービス強化月間」と定め、より一層のサービス向上を目指しています。また、通年実施するサンキューカード運動を通じて部内、部外のコミュニケーションツールとして利用し、フレンドリー・フォー・オール運動のさらなる進化に資することとします。
- ② 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、全社員への「サービス介助基礎研修」、「サービス介助ステップアップ研修」の受講を促進します。また、聴覚障がいをお持ちのパラアスリート、アクセシブルツーリズムに携わり、自ら車いすを利用されている方などを講師に招いて「心のバリアフリー研修」を実施します。これらの受講を通して接遇の向上が図られ、全てのお客様に優しいサービスを提供できることで安全の向上に寄与するものと考えます。



【サービス介助ステップアップ研修風景】



【心のバリアフリー研修風景】

- ③ お客様が安全・安心してご乗車いただけるよう、お困りのお客様に積極的にお声かけを行うという趣旨に賛同し、全国の鉄道事業者などで実施している「声かけ、サポート運動」に2018年9月より取り組んでいます。また、ヘルプマーク優先行動を通じ、内部障がい者、妊婦等のご利用をサポートしています。

(7) 安全衛生向上活動

安全衛生の向上は安全運行に繋がるとの考えから、全社員の安全衛生意識の向上を目的とした安全衛生活動を実施しています。7月の全国安全週間、10月の全国労働衛生週間、12月～1月の年末年始無災害運動等で安全衛生意識を向上させるための活動を展開します。また、社内施設、設備の適切な管理・改修を行い、事故防止に努めます。

(8) 飲酒運転の防止対策

飲酒運転根絶対策として、「飲酒運転防止対策マニュアル」並びに「点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化」に基づき、始業・終業時及び仮眠前後には、アルコールチェッカーでの厳正なチェックを実施します。

同時に運転免許証認証システムを連動させ、免許証の有効期限確認及び管理を実施します。

また、出先(宿泊)場所では顔が確認できるモバイル型のアルコール検知器を設置して、測定結果を瞬時に運行管理者に転送しています。

(9) 運転記録証明書

毎年、経営トップ以下全社員について運転記録証明書の提出を求め、勤務外における法令違反の有無を確認しています。分析結果は注意喚起や安全に対する意識向上のために活用しています。

(10) 車両の点検整備・更新計画

① 点検整備

自社整備工場において、法定点検のほか独自に 30 日点検を実施し、さらに走行距離に応じて 15 日点検も実施する等、信頼性の向上に努めます。

② 更新計画

最新車両への更新を計画的に進めており、2019 年度は 66 両について実施しました。

2020 年度は 31 両を更新する計画です。

(11) ドライブレコーダーの活用

当社では、事故の分析や予防及びエコ安全運転等、運転意識の改善および乗務員の安全運転教育に有効活用するため、ドライブレコーダーで取得した事故映像やヒヤリハット映像等の情報を共有することで乗務員の安全教育に役立てています。

2013 年度からデジタルタコグラフ一体型ドライブレコーダーを導入し、高速道路を走行する乗合車両及び貸切車両については 100%搭載しております。更に本年よりドライブレコーダーに通信機能を順次搭載し、リアルタイムで車内外の映像を確認可能とすることにより、事件・事故発生時並びに異常気象時などの対応能力向上を図ってまいります。

(12) 車両の安全対策

① 車線逸脱を警告する車線逸脱警報システムや衝突時の被害を軽減する衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した ASV (Advanced Safety Vehicle=先進安全自動車) は、2019 年度末までに 304 両導入し、2020 年度には更に 31 両を導入する計画です。併せてその適切な運転方法について、引き続き指導教育を行ってまいります。

② 2018 年度下期より運転中の乗務員が疾病等、何らかの異常で運転が困難となった際、乗務員自身やお客様が非常ブレーキスイッチを押すことで車両を緊急停止させる EDSS (Emergency Driving Stop System=乗務員異常時対応システム) 搭載車両を 81 両導入し、2020 年度には更に 31 両を導入する計画です。



【EDSS 運転席】



【EDSS 客席】

- ③ 2019年度より乗務員の死角となる車両左側方の歩行者、自転車、車両をレーダー検知した場合、警告ランプや振動等で乗務員に警告して事故を防止する、アクティブ・サイド・ガードアシスト搭載車両を導入しています。



【運転席メータパネル警告表示】



【左側ピラー警告ランプ点灯時】

(13) 貸切輸送に関する乗務員・車両の状況

2019年度末の貸切輸送に関する乗務員、運行管理者・整備管理者及び貸切車両の状況は別掲の通りです。

(14) 各委員会の開催

① 安全管理委員会

原則として四半期毎に開催して、安全確保の運営状況等を確認協議し、輸送の安全に関する計画の策定と実行を繰り返しチェックして改善に繋げ、グループ会社とともに絶えず安全性の向上に取り組みます。



【安全管理委員会開催風景】

② 事故調査会

毎月1回、管理部門と営業所長及び乗務員等から選任された代表者で開催し、すべての事故について事実関係を調査分析して、再発防止策を講じ実践させて事故防止に取り組みます。

③ サービス委員会

フレンドリーサービス強化月間の前後に開催して、全社員のサービス向上とレベルアップ及び事故防止にも繋がるサービス向上を図ります。

④ 安全衛生委員会

中央安全衛生委員会を年2回、地区毎の安全衛生委員会を毎月開催し、安全衛生の向上及び労働災害の防止を図ることで事故防止の一助とします。

(15) 経営トップ及び安全統括管理者による職場巡視

各安全運動、各フレンドリーサービス強化月間及び各安全衛生運動等の際に、経営トップと安全統括管理者が職場を巡視し、訓示を行います。また、毎月1か所ずつ営業所を訪問し、運行管理者、整備管理者及び乗務員等とのコミュニケーションを図り、事故防止のための業務改善につなげていきます。



【経営トップの本社訓示風景】



【経営トップの事業所訪問会議風景】

5. 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

- ① 2019年度 加害事故0件
- ② 2019年度 被害事故0件
- ③ 2019年度 健康起因1件
- ④ 2019年度 車両故障2件

6. 輸送の安全に関する予算等の投資額

輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。

2019年度の輸送の安全向上を目的とした投資実績額及び2020年度の投資計画額は次の通りとなります。なお、2020年度の投資計画額は、新型コロナウイルスの発生に伴い車両更新を繰り延べる等、投資計画を全般的に見直したため、前年度の投資実績額に比べて減少しています。

2019年度投資実績額、2020年度投資計画額

内 訳	2019年度実績	2020年度計画
①最新車両への更新	合計 2,912 百万円	合計 1,730 百万円
②車両整備		
③ドライブレコーダー（デジタルコータイプ）導入		
④その他関連諸設備の維持・改善（車庫改修・安全対策等）		

7. 輸送の安全に関する組織体制と指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制と指揮命令系統については、別掲の通りです。

8. 安全統括管理者及び安全管理規程

- (1) 道路運送法第22条の2第4項の規程により、次の通り安全統括管理者を選任しています。
安全統括管理者 専務取締役 田村 幸宏 （2018年6月22日選任）
- (2) 道路運送法第22条の2第1項の規程に基づき、安全管理規程を別掲の通り定めています。

9. 災害・事故の報告連絡体制

災害・事故の報告連絡体制については、別掲の通りです。



【大災害発生時の対応訓練風景】



【非常口開閉訓練風景】

10. 輸送の安全に関する内部監査

安全管理規程に基づき、年1回以上計画的に内部監査を実施し、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検します。

2019年度は第4四半期に経営トップ、安全統括管理者及び副安全統括管理者に対して内部監査を実施し、運輸安全マネジメントのガイドラインの各責務を遂行していることを確認しました。また、運行現業部門に対する内部監査も実施し、安全目標並びに目標の達成に向けた施策を講じて、輸送の安全確保に取り組んでいることを確認しましたが、一部に不十分な事項が散見されたため指導するとともに、順次改善を図っています。



【経営トップへの内部監査風景】



【運行現業部門への内部監査風景】

11. 新型コロナウイルス感染予防対策について

当社では、新型コロナウイルス感染予防対策として、日本バス協会による「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び定期航空協会・全国空港ビル事業者協会による「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、お客様及び社員の安全を確保するため、三密（密閉・密集・密接）回避強化の取り組み等を実施しています。

12. グループ会社との連携

当社と(株)リムジン・パッセンジャーサービスは、一体となって運輸安全マネジメントを実施します。

新型コロナウイルスの影響により、本文に掲載している2020年度計画は変更となる場合があります。